

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和4年9月21日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 木村 奨

1 契約の概要

(1) プール給水管漏水修繕

2 履行(納品)場所

横浜市南区別所3-6-1
南が丘中学校

3 契約日

令和4年7月5日

4 履行日又は履行期間

令和4年7月5日

5 契約金額

291,500円

6 契約の相手方(名称及び所在)

横浜市西区久保町4番12号
三ツ矢設備工業株式会社

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

プールを授業等で使用できず、迅速に配管工事を行わないと、教育活動に支障が出るため。

8 契約の相手方の選定理由

有資格者名簿掲載業者であり、迅速な対応ができることから選定しました。

9 所管

南が丘中学校